新型コロナウイルス感染症 (追加措置の発表)

- 1 1月31日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための段階的規制緩和計画の変更を以下のとおり発表しました。
- ●第3段階(準備期)へ後退(2月2日(水)5時より)

オイギンス州コルタウコ市、マジョア市、チンバロンゴ市、ロロル市、バルチゲ市

マウレ州パラル市、コンスティトゥシオン市、チャンコ市、レティロ市、ウアラニェ市、リカンテン市

ニュブレ州ニンウエ市、サン・カルロス市、ニケン市、コエレム市 ビオビオ州トゥカペル市、キラコ市、サンタ・バルバラ市、フロリダ市、レ ブ市

アラウカニア州ロス・サウセス市、カラウエ市、ルマコ市

ロス・リオス州パイジャコ市、リオ・ブエノ市、ロス・ラゴス市

ロス・ラゴス州パレナ市、プランケ市、ロス・ムエルモス市、クラコ・デ・ バレス市、コチャモ市、マウジン市、キンチャオ市、ケイレン市、プケルドン 市、ウアライウエ市

アイセン州オイギンス市、グアイテカス市 マガジャネス州ラグナ・ブランカ市、プリマベラ市、リオ・ベルデ市

●第2段階(移行期)へ後退(2月2日(水)5時より) アリカ州カマロネス市

アントファガスタ州オジャゲ市、サン・ペドロ・デ・アタカマ市、シエラ・

ゴルダ市、アントファガスタ市、メヒジョネス市、カラマ市

バルパライソ州エル・キスコ市、エル・タボ市、アルガロボ市 アラウカニア州プコン市

アイセン州トルテル市、リオ・イバニェス市、コイアイケ市

2 1月31日時点で、チリ国内では2,165,984名(死亡者39,72 1名)のコロナウイルス感染者が確認されています。義務的自宅待機措置が求められる際は、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

https://www.minsal.cl/

チリ保健省(チリにおけるコロナウイルス感染者数)

https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/

・新型コロナウイルスワクチン接種計画

https://www.gob.cl/yomevacuno/

・チリ政府(コロナウイルス関連)

https://www.gob.cl/coronavirus/

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html

・外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

- 当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html